

○議長（河野） 7番、三好東曜君。

○7番（三好東） はい、7番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○議長（河野） なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい。長時間皆様お疲れ様でございます。最後の一般質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（三好東） 2024年の3月議会の一般質問ということで、施政方針が発表されました。施政方針からお伺いしたいと思います。

町長は施政方針の中で次年度の当初予算が過去最大も120億円規模になっている事で、「この『未来への投資』を、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、令和6年度に臨む施政方針とさせていただきます」と結ばれました。

しかしながら、住民に投資の了解を呼びかけるうえで不明瞭な点があるので質問させていただきます。

施政方針の「現状認識」の項で令和5年12月23日に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年時点の綾川町の推計人口は、2020年の22,693人から15,455人へと減少し、減少率は31.9%と予測されると言われています。

これらの重点施策、主要施策の中で2050年に人口規模が15,455人になった時の綾川町を意識してたてられた施策は何でしょうか。

町長の思う2050年までの綾川町の長期まちづくりビジョンとそのロードマップはどのようなものなのでしょうか。

先を見越した一手を打たれていると思いますので、対症的な政策、これは重要で緊急な政策と根治的な政策（重要だが緊急ではない）をたて分けて人口減少に対しどう対処していくのか説明をいただけますでしょうか。

また、それらの中で最も重要と考える施策とその重要である理由を合わせて教えてください。

2つ目は、施政方針の「令和6年度予算編成メインテーマ」では、いつの時代も未来を切り開くのは「人」であり、「人」を守り、育む郷土があつてこそ、豊かな将来へとつながっていくもので、だれもがいきいきと輝き、「成長」と「成熟」が両立した明るい未来に向けて、人への投資と地域振興の仕組みづくりに邁進していくと言われていきます。

しかしながら、「人」を前にたてると道を誤ると私は考えます。天地人という言葉にもありますように、人を前にたてると同時に自然の中、天と地に生かされているという感謝が先に立たないと道を誤るのではないのでしょうか。つまり、人間都合ではなく、自然と歩みを合わせた共存共育社会を目指して行かなければ恒久的に持続可能な社会の実現は難しく、過去に興り自然を食いつぶして滅びていった数多の文明と同じ道をたどるのではないかと私は危惧しています。その点についての町長の考えはいかがでし

ようか。

ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。1点目の「綾川町の長期まちづくりビジョンとそのロードマップについて」であります。まち・ひと・しごと創生法が平成26年に公布・施行され、国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向性として「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めております。これを受けまして、本町におきましても、人口の現状と将来の展望を提示する「綾川町人口ビジョン」及び綾川町の実情に応じた今後の5カ年の目標や施策の基本の方向性とそれを達成するための具体的な施策をまとめた「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定しております。

その後、令和2年3月には第2期の人口ビジョン、また第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを策定し、継続して人口減少対策に取り組んでおります。

人口ビジョンでは、綾川町の将来人口の推計を示しており、2060年に約2万人、2期の目標年度であります2024年度人口は、約22,450人としております。

総合戦略では、人口ビジョンを踏まえまして、4項目を基本目標として掲げ、数値目標を定めております。さらに基本目標を踏まえ、施策の基本的方向と基本施策を設け、それぞれの項目にKPIを設定し、取組内容、SDGsの目標を紐づけ、各課で実施する個別事業を定めております。総合戦略は、5年後を見据えた計画であるので、短期間で確実に実行していくことが必要であり、PDCAサイクルを確立し、人口減少対策を明確に推し進めるものであります。

また、どの項目も重要であります。令和6年度につきましては、施政方針で重点施策として申し述べさせていただいたものを最重点項目と考え、その理由を説明させていただいたところであります。

また、町は、これまでも、大型商業施設の誘致、新駅の整備などの「ハード事業」の投資に加え、綾川町都市計画マスタープランの策定、都市計画法による用途地域の指定など「ソフト事業」を併せて行い、人口の集積を行ってきたところであります。その結果、滝宮地区は人口増になっております。

さらに、過疎地域活性化推進事業も展開し、人口減少の中で、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、未来について語り、目標をたて、地域課題の解決に向けた取組を実践していく予定であり、町としては、「人」に対する投資に重きをおいております。

次に、2点目の「人」についてであります。議員と考え方の相違があるかもしれませんが、人は、自然と共に生き、自然から恵みを受け、その恩恵に感謝し、それらと調

和を保ちながら生活することが重要であると考えております。これらの関係性には、共生社会や持続可能な社会を築く上で、人間同士のつながりや、社会全体の調和も含んでおり、人々が互いに尊重し合い、協力し合うことで社会全体が発展し、豊かさを享受できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）はい、1点目ですが、今現在やられてることと5カ年計画っていうことは言われてたんですが、1万5,455人、2050年ということで、ここまでの長期プランは立てられていない、考えてもないということで、よろしかったのでしょうか。

私は、これだけ人口が減ると、この時点でかなりインフラだとかの維持が難しくなると思うんですね。やはり今この時点で、その2050年、この人口減少問題に取り組む、取り組んで本当に真摯に取り組んでいくっていうのは、そこを見据えたシミュレーションというのをやっていかないといけないと思うんです。

5カ年、5カ年でやっていくのは大切ですが、その前々からこれ提言させていただいてるんですけども、30カ年だとか、15カ年だとか、もっと長い長期的なビジョンっていうのを受け継いでいかないと駄目だと思うんですね。ここの点についてももう一度ご答弁いただきたいのと、2点目の点ですね、調和して自然と調和しながらということで、私が言ってることと同じだと思いますので、どうぞこの点を忘れないように、人は生かされていると。その点は忘れないように、どうぞ、その点、よろしく願いいたします。

ご答弁よろしく申し上げます。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○いいまち推進室長（福家）三好東曜議員の長期プランの考えはないのかという点についてお答えしたいと思います。

町長答弁でもございました通りですね、長期の部分はですね、綾川町人口ビジョンの方で示しております。これはですね、人口を2060年に2万人を維持するというようなことで明確に、当時ですね、出しておりますので、それで今はですね、途中でですね、5カ年5カ年では切っておりますけど、長期のspanは、人口ビジョンの方で、取り上げております。そういうふうにご理解をください。

当然ながらですね、町の方はですね、社人研のこの数字が1万5,455人という数字のところは何も施策をしない時にですね、この数字になるというような予想でありましてですね、町の方は、ここにいかないように、2万人を維持するために、5カ年5カ

年で各課連携を取りながら事業を進めているということでございます。ご理解ください。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 2万人ということで、はい。具体的な施策を5カ年では、再々言わせていただいているんですけど、5カ年では足りないというふうに考えます。ですので、もっと長期的なビジョンというものを話し合う機会というのをやはり作るべきだと私は思います。

そのこのところをもう一度ご答弁いただきたいのと、最後の点、2点目、念押しなんですけれど、このこのところ忘れないでいただきたいというところもご答弁よろしく願います。

○いいまち推進室長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家） はい。

○議長（河野） 福家君。

○いいまち推進室長（福家） 三好東曜議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどもちょっと答えた通りにはなるんですけど、この長期ビジョンですね。平成27年度に設定してから、これまででもうすでに10年を経過しているところでございます。国ですね、創生法に基づきましてこれを設定しましてですね、これは当然ですね、今後ですね、令和6年度に総合戦略を見直しをするという中で、人口ビジョンについても見直しを行います。その中でですね、これまでの成果についてもですね、検証しながら進めてまいりますので、そういう点でご理解をいただきたいなと思っておりますが、いいですか。

2点目の件につきましては、町長答弁であります通りでありますので、以上でございます。失礼します。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい、2問目の質問は、「レプリコンワクチンとはどういうものか。憲法改定と地方自治法改定の閣議決定とWHOのパンデミック条約と国際保健規則IHRの改定との関連について」お聞きしたいと思います。

2024年秋から接種が始まると言われているレプリコンワクチンとは一体どのようなものなのでしょうか。非接種者も接種者の周りになると接種したのと同じ効果が現れるというような話を聞きますが、今までそのような薬は聞いた事がなく、あたかも空気感染をする病原菌やウイルスの様で恐ろしいという話を住民からの相談で受けていま

す。これは、いままでの新型コロナmRNAワクチンの健康被害実績を見ると不安に思う事は仕方がないと思います。

「予防接種健康被害救済制度認定者数」を見ると新型コロナmRNAワクチンは明らかに戦後最大の薬害を現在進行形で引き起こしています。

昭和52年2月から開始された新制度分を比較した累計の認定者数では、新型コロナワクチン以外の日本国内全てのワクチン（1977年2月～2021年12月）が3,522件の認定数で、内死亡認定数が151件でした。それに対しまして、新型コロナワクチン（2021年2月～2023年2月19日の公表分）6,276件で、内死亡認定数は463件でした。

たった1つのワクチンが過去45年間の日本国内全てのワクチン被害死亡認定件数の3倍以上になったと厚生労働省のデータを元に全国有志医師の会から発表がありました。

実際に新型コロナmRNAワクチンの接種が開始した後に死亡者が急激に増え何十万人も亡くなっているのが実際公式データとして現れております。

得体の知れない新薬の接種を住民に勧めようという考えが少しでもあるのならば、実態の研究を忖度の無い目で見て判断をし、住民には厚生労働省の責任にするのではなく、町が責任を持って判断し、住民説明会を開き、説明責任を果たしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。私は町からも先手を打って反対の声をあげていただきたいと思います。

今までは任意接種でしたが、これは強制接種と同じ効果になります。

レプリコンワクチンは接種を希望してない人にも伝播し、接種をしたのと同じ効果があらわれるワクチンだという話が流布していますが、もし本当なら日本国民に対するバイオ兵器によるテロであるという見方もできます。

これから勧める带状疱疹ワクチンも得体が知れません。ファイザー社はmRNAワクチンであることを認めたそうですが本当でしょうか。本来免疫が落ちた時に带状疱疹は現れるので、生活習慣の改善と栄養状態の改善こそが大切です。お薬だけでなく、多様な対処方法に税金を投資していただきたいと思います。

これは、また、WHOが進めるパンデミック条約と国際保健規則IHRの改定、自民党の憲法改定案、先日の地方自治法改定案の閣議決定、緊急事態条項などとも関連するのではないのでしょうか。個人の自由・人権・命が奪われる事につながるのでは無いのでしょうか。個人の財産などが、デジタル技術のもと超監視社会により管理され、日本が戦争当事国に再びなる可能性が色濃く憂慮されていると住民から不安の声が届き、さらに情報提供のお手紙をいただいています。

これらの事項が問題視されている事を町は認識していますでしょうか。何が問題なのか認識されていますでしょうか。

私は日本が攻撃を受けているのは明らかで、内部から破壊されて行っていると認識しています。このような社会にならないように、綾川町も問題の存在を認識し、しっかりと国に対して声をあげていただきたいと思うのですが、町長の考えはいかがでしょ

うか。ご答弁よろしく申し上げます。

○町長（前田）議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

レプリコンワクチン（次世代mRNAワクチン）とは、新型コロナウイルスに対応した新しいタイプのmRNAワクチンで、接種した新型コロナウイルスのmRNAが体内で複製される新たな技術を使っているため、少量で効果が長続きすることと報道されております。令和5年11月28日国内で承認がされたようであります。

まだ、一般には接種はされておらず、非接種者も接種者の周りになると接種したものと同一効果が現れるというのは、公表されている治験の結果を見ても確認できませんでした。

今後、いつ接種されるかは今の時点では定かではありませんが、町はそういった情報に流されることがないように啓発を行い、正確な情報を発信していくよう努めてまいります。

このワクチンと、憲法改定と地方自治法改定の閣議決定とWHOのパンデミック条約、国際保健規則IHRの改定との関連については特にないものと思われまます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）はい。では、住民説明をしっかりとってください。不安の声が実際に上がっております。

これはまだ公表されていないというところだけかもしれません。

ですので公式情報を町の方は、しっかり住民に周知してですね、先ほどの答弁にもありました、川崎議員の答弁にもありましたように、後になってすべて厚生労働省に責任をなすりつけるというか、厚生労働省に責任を転嫁するようなことをないように、町としてもしっかり責任を持って情報を発信していただきたいと思えます。

このパンデミック条約だとかは関連がないことはないと本当に言えるんでしょうか。

先のパンデミックはコロナ、新型コロナのパンデミックだったですね。それに対する、これワクチンですので、関連性あると思うんですよ。

で、まだこういう情報を町の方でも把握していないのであれば、ぜひ勉強していただきたいと思えます。これ、別に私1人が言ってるわけではなくって、この西側諸国のメディアが発していることと、それ以外の国が発しているメディアって、本当に情報が違うんですね。で、日本のメディアっていうのは、西側諸国のメディアの情報を発信しています。ですので、日本のメディアの情報だけを、盲信するのではなく、広く、情報を

取っていただきまして、町としても判断していただきたいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。

最初の住民説明の部分がございましたが、現在、レプリコンワクチンについては、国、
県の通知も何もございません。こちらの情報としましては、報道、もしくはW e b で調
べた内容でございます。

ですので、今後、これがはっきりと接種の方向でいくというのであれば、また、従前
と同じように、内容を公表して、接種の説明、一応、接種券の発送等、これがどうい
う形になるかも分かりませんが、通知はしていきたいというふうに思います。

パンデミック、WHOのパンデミック条約の件ですが、ちょっとこちらで、私も十分
は調べられておりませんが、国際社会全体が協力して感染症リスクを最小限に
抑え、安全な世界を実現するための取組みと、これを推進していくという内容でござい
ます。

この関連については、ちょっとこちらもしっかり分からないところもござい
ます。今後、学習していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい。学習をすること、どうぞよろしく
お願いいたします。

周知をしていくということでしたけれども、従前の周知では、十分足りていないと思
いますので、やはりリスクとメリット、両方をしっかり説明してください。

厚生労働省のホームページに飛ばすっていうだけでは不十分だということを言っ
ています。ちゃんと通知にそのリスクとメリットっていうのは、記載してください。

よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好議員の再々質問にお答えします。

可能な範囲では、記載していきたいと考えております。以上です。

○議長（河野）三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい、3問目の質問は「綾川町地球温暖化対策実行計画策定委員会への
専門家複数登用について」質問させていただきます。

施政方針の中で「昨年から地球温暖化対策策定委員会を設置し、事業者や各種団体代

表の委員からご意見等をいただき、本町の温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーのポテンシャル等を踏まえながら、削減目標を進めております。カーボンニュートラルの取組みは、省エネ等による排出量の削減と再生可能エネルギーの活用が必要となる事から、地域の課題と実情を踏まえ、策定委員会では各部門別の削減目標と取組み内容等を検討していただき、『綾川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を作成し、『ゼロカーボンシティ』宣言を行い、今後の施策や取組みを行ってまいります」とありました。

先日の厚生委員協議会の中でその審議内容が発表されましたが、内容は偏っており、排出権取引対象である、有機農業の推進などの主要な項目も含まれていませんでした。森繁樹議員が策定委員会の中に専門家の有無を質問され、答弁は香川大学の玉置准教授が専門家として委員になっているとの事でした。

公共工事や公共事業全般で言える事ですが、単独の専門家の意見のみを反映させるのでは、専門家間の討議が得られず、多面的な専門的視点を得ることができません。また、ゼロカーボン施策自体の科学的根拠の検証のみならず、多岐にわたる環境影響やLCA、再生可能エネルギー、排出権取引の市場等も意識しなければならず、非常に専門的であります。

今まで問題になってきた事案では御用学者の登用で行政都合の結果ありきの議論に終始し、受注業者との付度も生まれやすくなってしまいうリスクも指摘されています。

また、ゼロカーボンとは政府の定める目標ではありますが、多様な解釈が存在し、特定の業者との癒着が生まれやすくなる可能性も指摘されています。市場は不完全であり、正確な測定と監視は難しく、炭素漏れや市場の操縦などにより、不公平性が高くなるリスクも合わせてあります。

このような事にならないように最低3名の専門家を委員として登用する事が望ましいと考えますがいかがでしょうか。計画の策定にこそ予算と時間をしっかりと割く事が肝要では無いでしょうか。段取りが仕事の8割と言いまして、議論を出し尽くした上で計画を策定いただきたいと思っています。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい、3番目の質問にお答えをいたします。

「地球温暖化対策実行計画策定委員会への専門家複数登用」ということでございます。

専門家の複数登用につきましては、現在、策定中の計画について、町で作成した原案を基に各委員からいただいた意見を考慮して作成をしておるところでございます。委嘱している学識経験者の方は、大学から推薦をいただいた方であり、県内外の自治体の動向にも精通されております。委員には事業者、町内の団体代表の方など、それぞれの

分野の専門知識を有する方がおり、幅広い視点から意見をいただいております。また、必要となれば、専門家の出席を求めていることになっており、現在のところ複数の登用は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）これ複数の登用を公共事業におきましてですね、考えないということは非常に間違った考えに陥る可能性があります。

今、別の事案の話なんですけれども、奄美大島の海岸にコンクリート堤防を築くという話があります。嘉徳というところなんですけどね。それは環境団体の専門家も反対しているところでありまして、今までのコンクリート土木の効果で、これ自体が効果がなないと、何十年も前から欧米ではもう廃止されてるところなんですけれども。やっぱり業者との関係とか、そういうのがありまして、御用学者を立てまして、それについて、工事を進めていくというようなことが、日本全国で起こりまして、日本の全国の海岸、ビーチですね、言ってるのは。海岸、砂浜っていうのが、もうものすごい勢いで消失してるんですね。

海・山・川の自然の循環というのをいろいろ断ち切ってしまう。こういうことが指摘されているんですけれども、こういうことが起こってきます。単一の方の意見だけでは不十分だということを例を示して言っているんですけれども、ぜひですね、1人の方からだけの意見を参考にするのではなくてですね、複数の方からご意見を求めているいただきたいのですが、再度ご質問いたします。

○住民生活課長（緒方）議長。

○議長（河野）はい、緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方）三好議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、学識経験者の複数の登用は今のところは考えておりませんが、策定委員会の設置要綱の中には、専門家の出席が必要な時には求めることができますので必要になった時には出席を求めていきたいと思っております。

また事業者ですね、産業部門の方からは、学識経験者を含めて10名の専門家の方が委員となって、策定委員会に出席し、ご意見をいただいておりますので、そちらの方の意見も、尊重しながらですね、計画策定に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）専門家討議というのを行うべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（河野） 緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方） 三好議員の再々質問にお答えします。

委員さんの中からも、事業者と住民代表の方も委員さんになっていただいております。それぞれ知識であったり、思いが違うので、専門部門の組織で意見を出し合ってはどうかという意見をいただいておりますので、検討して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野） 三好君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） はい。

○7番（三好東） 「里山の景観保全支援政策（なつかしい未来政策）の提言」です。

里山の景観保全のために、稲木干しや藁黒、棚田での耕作など、昔からの農業を行う観光農業協力団体や個人を補助してはどうでしょうか。具体的にはフォトスポットになる、あるいは農業風景を保全し、フォトスポットとして公開可能な場合、環境保全型農業協力者及び団体として補助金を支給し、新たな観光スポットを創出する事業です。

北海道の富良野・美瑛地域、岐阜県の白川郷、新潟市などは美しい農村の風景が有名でフォトスポット化しています。そのようなフォトスポットを維持している農業者、もしくは新たに創出した農業者に補助金を出し、景観の維持をはかってみてはいかがでしょうか。

先日台湾に行った際には干し柿を作る観光農園に視察に行きました。そこではずらりと並んだ干し柿の風景が見事で、写真をとってInstagramに載せる、いわゆるインスタ映えをする写真をとるために沢山の観光客が来園していました。

いままであった少し昔の農村風景が観光になるのです。これを私たちは懐かしい未来政策と名づけました。我々の日常は都会の非日常です。父母ヶ浜の例をあげても、景観を保全していく活動があり、営みがあり、その日常が多くの方々の非日常となり人々を感動させています。ご先祖様から受け継いだ土地を活かし汗を流し、ひたむきに日々を丁寧に生きる綾川町の住民と風景。今一度、当たり前にあるこの風景にスポットをあてて、農山村の魅力を観光へと役立てる事はできないでしょうか。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

里山の景観、農村の風景は心和むものがあり、我々の原風景ともいえるものであります。町内には、いろいろな風景があり、西分地区の「堂谷東の棚田」と東分地区の「四歩市の棚田」は、「さぬきの棚田20選」に選定をされており、これらの棚田は中山間地

域等直接支払交付金の集落協定の区域であり、多面的機能支払交付金も活用しながら、地域住民により保全がされておるところであります。

西分地区におきましては、香川県ふるさと水と土保全対策事業補助金を活用し、綾上棚田ビレッジ会による「棚田の学校」も実施をされております。今年も田植と稲刈りの時期には農業体験イベントを計画しており、刈り取り後はハゼ掛けにして乾燥する予定であります。

このような事例のほかにも、毎年実施されている「住まいるあやがわフォトコンテスト」では、田園風景を題材とした数多くの写真が寄せられ、町の魅力の再発見につながっております。

今後は、このフォトコンテストの写真を活用したポスターや観光パンフレットなどで本町の魅力をPRし、新たなフォトスポットの創出に努めてまいりたい、そのように考えております。

また、旧綾上町地域では、過疎地域の活性化推進事業として、地域住民が主体となった地域づくり活動を推進しております。各地区活性化協議会、4月を目途に立ち上げ、地域課題を地域で解決する事業、地域活性化に寄与する事業、イベントや情報発信に関する事業等に過疎地域活性化交付金を交付する予定にしておりますので、各地域において、景観保全も含めた有意義な活用方法を検討していただきたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）ありません。

○議長（河野）三好君の4問目の質問が終わり、5問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）「若者の就農政策（なつかしい未来政策2）の提言」です。

綾川町の「道の駅滝宮」はうどんと苺の里とブランディングされています。このブランドを活かして就農者を増やす政策を行ってはどうでしょうか。

苺は商品価値が高い作物であり、イギリスのロンドンでも売れ行きが好調であるとの新聞記事がありました。また、タイでは、麻薬を栽培していた山岳民族に代わりの商品作物として苺を栽培してもらう活動があります。それは、富裕層に苺が高値で売れるため、山村の自立支援として行っているそうです。本町は香港、上海、ベトナム、台湾、韓国と空路で結ばれた非常に有利な立地を誇ります。苺は傷みやすいので輸送にかかる時間を短縮する事は大変なアドバンテージであり、十分に海外の富裕層への市場も見込めると思います。

また、うどんは「讃岐うどん発祥のまち」として世界唯一の町でもあり、観光客には地元産の小麦で作られたここでしか食べられないうどんを食べたいという潜在的なニーズがあります。

この2つの農産物に特化したブランディングを町が積極的に行い、農業学校の設置による農業指導学習、圃場の整備、機器の貸出斡旋、各種就農にかかる補助金の活用の斡旋などを積極的に行い、また、トップセールスにより海外や大都市に作り、販路を確保しトータルケアで就農を促す事が可能だと考えます。

農業学校の設置（スマート農業学校の創出）については、農業大学の授業をオンラインで配信するサテライト校舎を綾上支所を活用して設置する事が考えられます。実験圃場を周りに設置し、管理することでオンライン農業学校のモデルを作る事ができます。もちろん、農業大学校舎の誘致は積極的に進めるべきだとは思いますが。

海外への販路確保は香港には日本青果専門のマーケットが複数存在していますし、他のアジア各国でも人気が、香港は正に苺、葡萄、桃、さくらんぼなどの日本青果が人気だそうです。

ご答弁よろしく申し上げます。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） はい、町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

本町は、「讃岐うどん発祥のまち」であり、香川県オリジナル品種の苺「さぬきひめ」の作付面積がトップクラスであることから、道の駅滝宮のリニューアルの際に「うどんといちごの郷」のコンセプトを打ち出し、綾川町の特徴としてPRをしておるところであります。

うどんの原料である小麦、また、苺については、町としても推進する品目のひとつとして位置付けており、経営所得安定対策等のほか、町独自の補助制度として、小麦に対しては、種子更新の振興事業、小麦生産促進対策事業、赤かび病防除対策事業、小麦の薫る里づくり推進事業など、また苺に対しては、主幹作物の種苗導入事業、品質向上促進事業、減農薬推進対策（天敵導入）事業、苺イオウ病撲滅対策事業、高温対策事業、新技術支援事業（苺ウドンコ病対策であります）などを令和6年度予算に計上し、農業者の支援を行っていく予定であります。

新規就農者の確保対策といたしましては、農業委員会が随時、相談を受け付けておりますが、別途、年2回、新規就農相談会を実施しており、昨年11月には2件の相談がありました。また、認定新規就農者に対しては、新規就農者経営発展支援事業による機械・設備への補助、新規就農者経営開始資金による3年間の資金援助を行っております。令和元年度以降6名が新規に就農し、助成を受けております。令和6年度においても、引き続き新規就農者への支援を実施してまいります。

なお、農業大学校につきましては、県の施設であり、施設の移転や授業内容については、香川県において検討されるものであると承知しており、現在のところ、移転の計画はありませんが、今後も県の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）三好君の5問目の質問が終わり、6問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）『『疲れた人』のスローライフ政策について』。

綾川町の引きこもり対策の現状と実態を教えてくださいたいと思い、この質問をさせていただきます。

引きこもりは、いじめや家庭環境など色々な原因があると聞きますが、総じて心が疲れ、気が枯れて疲れてしまっていると引きこもり経験者から相談を受けました。

社会参画を目指すためには長期的な支援が必要であると思います。

役場内に「ひきこもり相談員」を配置し、そのサポートを「元当事者」の方が有償で行う事で社会参加を促す事が出来ると思います。元当事者の方は気持ちがわかるので、支援には長期的な継続性が必要だと訴えています。

・手紙等でのつながりを継続させ、返答なしでも続ける事が重要。「1人ではない」ということを伝え続ける。また、社会参加の際はサポーターの方と共に参加し、なるべく本人に精神的負担をかけないように心がける。

・「待つ」という姿勢を忘れない。なぜ彼らが引きこもってしまったのかを考える。「引きこもり=社会の責任」ということを忘れない。

など、経験した人で無いとわからない心のケアがあるそうです。

綾川町の実態に合わせて、そのようなケアをすることは可能なのでしょうか。お答えいただけたらと思います。

また、就労先としての農福連携などの取組みについても現状と今後の動向を教えてくださいませんか。よろしく願いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）6点目の質問にお答えをいたします。

本町では、健康福祉課、えがお、綾川町社会福祉協議会の3カ所を「ひきこもりの相談窓口」としております。本町で把握しているひきこもりの方の実情として、「8050問題」が起因するものや、不登校からのひきこもりの方が多く、地域包括支援センターやえがお、子育て支援課、学校教育課等の関係各課や、綾川町社協や警察、相談支援事業所等の関係機関などで構成する「ひきこもりプラットフォーム」を設置し、連携を図りながら支援に取り組んでおります。

また、ひきこもりの方への支援とつながっていない狭間ニーズに対応するために、重層的支援体制の整備事業のメニューとして、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」や

「生活困窮者等のための地域づくり事業」を綾川町社協に委託し、ひきこもりの方本人に手紙などの直接的なアプローチをするだけでなく、地域の方と一緒につながり続ける支援を行っております。

現在、ひきこもり当事者はサポーターとして、参加はしておりませんが、綾川町若者の居場所づくり研修会を開催し、プラットフォームに関わる方々に、ひきこもりの当事者の講演を受講する機会を設けて、当事者の視点からの支援について理解を深めております。今後も、支援に関わる機会に、ひきこもり当事者や経験者に関わっていただけるよう取組んでまいります。

就労先としての農福連携につきましては、現在、つながったケースはありませんが、今後ニーズがあれば積極的に農業の就労等につないでいくよう取組んでまいります。

さらに、今年度より「若者就労相談」として香川サポートステーションの出張相談会を開催することで、まずは支援者とつながる第一歩となっており、今後も推進してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）以上で、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東）はい、ありがとうございました。